

(商業動態統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

商業動態統計調査（以下「本調査」という。）は、令和2年（2020年）3月分調査から、「報告を求める個人又は法人その他の団体（以下「報告者」という。）」等について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) 報告を求める個人又は法人その他の団体の変更（報告者数、POSデータの活用等）
- (2) その他

(1) 報告者について

① 報告者数と母集団名簿の変更について

- 母集団名簿を商業統計調査から経済センサス - 活動調査に変更し、報告者の数を約20,000から約25,000に変更

(審査状況)

ア 本調査は、表1のとおり、甲調査、乙調査、丙調査及び丁調査の4つの調査により、実施している。

表 1 商業動態統計調査の調査体系

調査名	調査対象
甲調査	- 日本標準産業分類の中分類「<u>50 各種商品卸売業</u>」に属する事業所のうち<u>従業者100人以上のもの</u> - 中分類「<u>51 繊維・衣服等卸売業</u>」から「<u>55 その他の卸売業（「細分類5598 代理商、仲立業」を除く。）</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者200人以上のもの</u>
乙調査	<u>甲調査の調査対象事業所以外の卸売業</u>に属する事業所 <u>丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業</u>に属する事業所
丙調査	- 日本標準産業分類の中分類「<u>56 各種商品小売業</u>」から「<u>60 その他の小売業</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者50人以上のもの（丁調査の対象企業の傘下事業所を除く。）</u>で、次の条件を満たすもの。 - 日本標準産業分類の小分類「<u>561 百貨店、総合スーパー</u>」に属する事業所のうち、<u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所</u>であって、かつ、<u>次に掲げる売場面積の事業所</u>（以下「百貨店」という。）。 i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ii) 前記 i 以外の地域については1,500㎡以上 <u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所</u>であって、かつ、<u>売場面積が1,500㎡以上の事業所</u>（以下「スーパー」という。）
丁調査	【<u>丁1調査</u>】日本標準産業分類の細分類「<u>5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を<u>500店舗以上有する企業</u>。 【<u>丁2調査</u>】日本標準産業分類の細分類「<u>5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）</u>」又は「<u>5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）</u>」に属する事業所で<u>売場面積が</u>

	500㎡以上の家電専門家を10店舗以上有する企業。 【丁3調査】日本標準産業分類の細分類「6031 ドラッグストア」に属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。 【丁4調査】日本標準産業分類の細分類「6091 ホームセンター」に属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。
--	--

イ 本調査は、表2のとおり、経済産業省から令和2年3月分調査からの調査計画の変更について申請があり、平成31年4月に統計委員会に諮問し、令和元年6月に統計委員会から答申（以下「前回答申」という。）があったところである。

表2 前回の統計委員会への諮問・答申の概要

項目	調査計画の変更（案）（平成31年4月）	本年6月の答申
調査系統・方法	甲及び乙調査についても民間事業者を活用するとともに、 <u>調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化</u>	おおむね適当
調査対象の範囲の見直し	乙調査について、 <u>卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所を対象</u> とするよう、調査対象の範囲を見直し	現行計画どおりの調査対象の範囲で実施することが適当
報告を求める個人又は法人その他の団体	【平成29年7月分～】報告者数 約20,000 （母集団情報 商業統計調査）	適当
	【令和2年3月分～】報告者数 約22,000 （母集団情報 経済センサス－活動調査）	調査対象の範囲の変更を見送ることから報告者数を再計算し、再申請が必要
その他	① 全調査票の調査事項に法人番号を追加 ② 甲調査用調査票の令和2年（2020年）3月分調査について、2か月分の商品卸売販売額及び商品手持額を把握 ③ 提出期限を調査対象月の翌月15日に一本化するとともに、提出先を経済産業大臣に統一し、報告部数を縮減 ④ 調査計画や調査票の表現振りについて修正	適当

このため、本件申請では、前回答申の内容を踏まえ、報告者数を再計算した結果、令和2年（2020年）3月分以降の調査について、表3のとおり、変更することを計画している。

表3 調査対象の見直し

項目		現行計画	変更（案）	（参考）平成31年4月申請時の変更（案）
報告者の数	全体	約20,000事業所・企業	約25,000事業所・企業	約22,000事業所・企業
	甲調査	約800事業所	約900事業所	約900事業所
	乙調査	約14,300事業所	約18,400事業所	約15,000事業所
	丙調査	約5,100事業所	約6,000事業所	約6,000事業所
	丁調査	約150企業	約150企業	約150企業
母集団情報		商業統計調査	経済センサス－活動調査	経済センサス－活動調査

（注）母集団名簿に掲載された企業、事業所について、甲調査、丙調査、丁調査は全数選定、乙調査は、無作為抽出で選定している。

ウ これらの変更については、活用可能な最新の母集団情報を使用した上で、必要

な報告者数を算出しているものであり、基本的には適当と考えるが、前回答申において、表4のとおり、今後の課題として指摘されていることから、対応が十分か確認する必要がある。

表4 前回答申における「報告者数の再計算」に関する今後の課題

(3) 報告者数の再計算

令和2年(2020年)3月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス-活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年(2020年)3月分調査の調査開始までに再度申請すること。

(論点)

- a 本調査の標本設計はどのようになっているか。前回答申における今後の課題を踏まえ、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計となっているか。
- b 業種単位及び従業者規模でみた場合、報告者数はどのように変動するのか。(現行計画の報告者数に加えて、平成31年4月の前回諮問時の報告者数との変動はどうなっているか。)

② POSデータ等を用いた報告の追加

- ・ 報告義務者からの報告の方法について、通常の調査票で行う方法に加えて、希望する企業に対しては、POSデータ等による提出も可とする方法を導入

(審査状況)

ア 本件申請では、表5のとおり、報告義務者からの報告の方法として、①調査票による提出、②オンラインによる提出、③電磁的記録による提出の3つに加えて、希望する企業に対しては、④報告を求める事項を把握できる情報の提供で可とすることとともに、調査計画の他の項目と重複している内容を削除する等、記載ぶりの見直しを計画している。

表5 報告義務者からの報告方法

項目	現行計画	変更(案)	理由
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (3) 報告義務者	1) 調査票による提出 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第10(調査票使用区分)に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。	報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第10(調査票使用区分)に従って経済産業大臣に提出する。	調査票の提出の期限は調査計画の「7報告を求める期間」で規定しているため
	2) オンラインによる提出 報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。	報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣に提出する。	
	3) 電磁的記録による提出 報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第10(調査票使用区分)に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。	報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第10(調査票使用区分)に従って経済産業大臣に提出する。	
	4) 報告を求める事項を把握できる情報の提供 (なし)	丁2調査の報告義務者は、上記1)から3)に代えて、報告を求める事項を把握できるPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者提供し、当該民間事業者が当該データを報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出する。	POSデータ等による提出も可とするため
6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法	(□調査員調査■郵送調査■オンライン調査□その他) 経済産業省は、民間事業者を通して郵送により報告義務者に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。 なお、業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。	(□調査員調査■郵送調査■オンライン調査■その他) 経済産業省は、民間事業者を通して報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。 なお、業務委託内容は、POSデータ等の調査票への組替集計(丁2調査のみ)、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。	

イ これについては、報告義務者が保有する情報を活用することで報告者負担の軽減に資することから、基本的には適当と考えられるが、正確かつ安定的に報告を得ることが可能か、確認する必要がある。

ウ また、前回答申では、表6のとおり、基幹統計調査の一環として実施するに当たっては、以下のような課題解決が必要である旨、指摘されていることから、その対応状況も確認する必要がある。

表6 前回答申におけるPOSデータの活用に関する指摘事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 活用にあつては費用対効果も勘案した、継続的なPOSデータの収集方法、利用範囲、取得可能性等の整理、確認② POSデータを収集する場合の統計法上の報告義務者、調査票情報の二次的利用等の整理③ POSデータを提供する企業が協力しやすいデータの提供方法の整理 |
|--|

(論点)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 今回のPOSデータ等の活用方法は、具体的にどのようなものか。特に、民間事業者に対して、どのような作業を委託するのか。b 希望する報告義務者から提出されるPOSデータ等とは具体的にどのようなものか。例えば、インターネット販売による実績についても提供されるデータの中に含まれるのか。また、報告を求める事項を把握するのに十分な情報となっているか。c 経済産業省から委託を受けた民間事業者を経由して提出されるデータは、報告義務者から調査票等の方法により提出されるデータと同じと考えて良いか。試験調査の結果はどうだったのか。d 経済産業省から委託を受けた民間事業者が、報告義務者から提供されたPOSデータ等を正確に組替集計したかどうかを、経済産業省や報告義務者において、どのように確認するのか。e 前回答申におけるPOSデータの活用に関する指摘事項に対する検討結果はどのようなになっているか。 |
|---|

(2) その他の変更事項

調査計画の記載ぶりについて見直し

(審査状況)

ア 本件申請では、令和2年(2020年)3月分調査から、上記(1)に加えて、表7のとおり、変更することを計画している。

表7 その他の変更事項

項目	現行計画	変更(案)	理由
別表第11 (属性的範囲)	注2: 売場面積の50 <u>パーセント</u> 以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、 <u>かつ</u> 、次に掲げる売場面積の <u>事業所</u> (「百貨店」という。) 注3: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、 <u>かつ</u> 、売場面積が1,500㎡以上の <u>事業所</u> (「スーパー」という。)	注2: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積の <u>もの</u> (「百貨店」という。) 注3: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上の <u>もの</u> (「スーパー」という。)	表現振りの統一

イ これらについては、実質的な内容の変更がないことから、特に問題ないものとする。

2 統計委員会諮問第129号の答申（令和元年6月27日付け統計委第4号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、以下の検討課題が指摘されている。

表8 前回答申における「今後の課題」について

（1）調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。

このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

また、調査区調査が廃止される中、下記（4）に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

（2）調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

③ 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。

④ 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

（3）報告者数の再計算

令和2年（2020年）3月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス－活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年（2020年）3月分調査の調査開始までに再度申請すること。

（4）母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス－活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること

（5）公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン

調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

（審査状況）

上記の課題のうち、（３）については、「１（１）調査方法の変更」に係る審議の中で確認することとしたい。

また、課題（１）、（２）、（４）、（５）については、令和２年３月分調査以降の新たな調査計画に基づく本調査の実施後に検討が求められていることから、引き続き、今後の課題として、検討を求めることが考えられる。